

## 1 水質汚濁の防止

## 1-1 水質汚濁の現状

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第16条により、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として示されています。

人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域全般に適用されるのに対し、生活環境の保全に係る環境基準は、指定された水域ごとに適用されません。

公共用水域の水質汚濁状況の把握のため、水質汚濁防止法第15条に基づき毎年調査を実施し、その結果を同法第17条に基づき公表しています。

## (1) 調査地点等

「平成18（2006）年度公共用水域水質測定計画（三重県）」に基づき、環境基準未指定河川を含む県内49河川76地点及び4海域（伊勢湾、英虞湾、五ヶ所湾及び尾鷲湾）24地点において、水質調査を実施しました。

なお、調査は三重県、国土交通省中部地方整備局、同近畿地方整備局及び四日市市が分担して行っています。

## (2) 結果概況

## ア 河川の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数について、県内49河川76地点で水質調査を実施しました。

このうち河川に係る有機汚濁の代表的な指標であるBODでみると、環境基準の類型が指定されている47河川62水域（63地点）のうち、62水域で環境基準を達成しており、達成率は100%となりました（前年度95%）。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、県内48河川（55地点）で調査を実施しました。その結果、3地点を除き環境基準を達成しました。

なお、岩田川、笹笛川、勢田川のほう素が環境基準（1.0mg/L）に未達成でしたが、海水に含まれるほう素が原因であり、人為的な影響

によるものではありませんでした。

## イ 海域の水質調査結果

水質汚濁に係る環境基準のうち「生活環境の保全に関する環境基準」の項目であるpH、COD、DO、大腸菌群数、*n*-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全燐について、4海域（24地点）で水質調査を実施しました。

このうち海域に係る有機汚濁の代表的な指標であるCODでみると、環境基準の類型が指定されている4海域8水域のうち、4水域が環境基準を達成しており（4水域で未達成）、達成率は50%となり前年度（25%）並みでした。

また、海域の富栄養化の原因物質である全窒素及び全燐については、類型指定が行われている4海域6水域のうち、達成率は、全窒素100%（前年度は83%）、全燐50%（前年度は50%）となりました。

また、「人の健康の保護に関する環境基準」の項目であるカドミウム、シアン等26項目については、4海域（8地点）で調査を実施しました。その結果、前年度に引き続きすべての地点で環境基準を達成しました。

## (3) 評価と対策

平成18（2006）年度は河川の環境基準達成率は前年度に引き続き、高い達成率となり、海域については前年度並みでした。

今後、河川の環境基準の達成率維持、海域の達成率向上のため、工場・事業場排水対策、生活排水対策等をより一層推進していくこととしています。

## 1-2 地下水の状況

近年、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物による地下水汚染が全国各地で顕在化しています。地下水はいったん汚染されると、その回復が難しいことから汚染の未然防止を図ることがなによりも重要となっており、平成9年（1997）年3月には地下水の水質汚濁に係る環境基準が設定されました。

三重県の地下水の水質の状況は以下のとおりです。

## (1) 概況調査

従来、地域の全体的な地下水質の状況を把握するため、県内全域を108メッシュ（市街地5km×

5 km、山間部10km×10km) に区分し、4年サイクルで県内を一巡する調査を実施してきましたが、平成3(1991)年度から平成14(2002)年度までの調査で県内調査地点を網羅したと考えられることから概況調査を一時休止し、平成18(2006)年度は四日市市調査分5地点において調査を実施しました。その結果、ほう素、1,1,1-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン及び硝酸性・亜硝酸性窒素が検出されましたが、硝酸性・亜硝酸性窒素が環境基準を超えて検出された1地点以外はいずれも環境基準に適合していました。

### (2) 定期モニタリング調査

過去の調査で環境基準(平成9(1997)年度までは評価基準)を超過して検出された地点において、地下水質の状況を経年的に監視するため調査しています。

平成18(2006)年度の調査地点は20地点で、その調査結果は、11地点では環境基準を達成していましたが、9地点で依然環境基準を超過する項目がありました。内訳は砒素が1地点、ふっ素が1地点(ともに地質由来)、トリクロロエチレンが1地点、テトラクロロエチレンが6地点、シス-1,2-ジクロロエチレンが1地点で環境基準を超過して検出されました。

### (3) 評価と対策

平成18(2006)年度の定期モニタリング調査において20地点中、9地点で環境基準を超過していました。前年度は20地点中、10地点で超過しており、超過地点数は多少減少しましたが、今後も監視を継続していく必要があります。なお、飲用井戸等に対する指導は実施済みです。

## 1-3 水浴に供される公共用水域の状況

水浴場は、人と水がふれあう場として最も親しまれている水環境であり、自然の水環境を構成する重要な水辺であることから、快適な水浴場を確保することは、水環境の保全を図るうえで重要な課題です。このため利用者が概ね1万人/年以上の水浴に供される公共用水域の水質検査を実施し、快適な遊泳ができる状態であるかの確認を行っています。

平成18(2006)年度のシーズン前の水質の状況は、国が定めた判定基準では、調査対象20水浴場中、AAが13、Aが2、Bが5水浴場となってい

ました。

注) 水浴場における水質判定基準は、適(AA、A)、可(B、C)、不適として表記します。

## 1-4 工場・事業場対策の推進

### (1) 水質汚濁防止法による規制

水質汚濁防止法では、第2条に定める特定施設を設置する工場・事業場(特定事業場)から公共用水域に排出される排出水のうち、日平均総排出水量が50m<sup>3</sup>/日以上または有害物質を含むものに対して、全国一律の排水基準が設定されています。

さらに、三重県では、昭和47(1972)年1月、法第3条第3項に基づく上乗せ条例を制定し、よりきびしい排水基準を定め、公共用水域の水質汚濁防止を図っています。

水質汚濁防止法に基づく特定施設は逐次政令で追加され、平成19(2007)年3月31日現在の総届出特定事業場数は7,609事業場となっています。

そのうち規制対象特定事業場は1,037で全体の13.6%(平成18(2006)年度13.5%)です。(政令市である四日市市分は除く)

表1-4-1 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数の推移  
(平成14~18年度)

区分		年度	14	15	16	17	18
排水量	50m <sup>3</sup> /日以上		950 (49)	944 (49)	940 (51)	936 (56)	919 (61)
	50m <sup>3</sup> /日未満		6,764 (125)	6,807 (112)	6,854 (119)	6,822 (115)	6,690 (118)
計			7,714 (174)	7,751 (161)	7,794 (170)	7,758 (171)	7,609 (179)

注1) ( )は内数で、有害事業場分

注2) 四日市市分は除く

### (2) 三重県生活環境の保全に関する条例による規制

三重県生活環境の保全に関する条例では、「鉄道業の用に供する車両整備施設」と「家具製造業の用に供する塗装水洗ブース施設」を指定施設とし、指定施設を設置する工場・事業場から排出される排出水について規制を行っています。

なお、平成19(2007)年3月31日現在、指定施設を設置する工場・事業場は5事業場で、このうち2事業場が規制対象となっています。

### (3) 立入検査及び指導

法及び条例に係る特定事業場等の届出内容及び汚水処理施設の管理状況等の点検並びに指導を行うとともに、排水基準の遵守状況を監視するため、

立入検査を実施しました。

平成18(2006)年度は延べ730事業場（採水を行う立入検査は210事業場）に対して立入検査を実行し、219事業場に排水処理施設の改善等を指導しました。

## 1-5 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

### (1) 伊勢湾総量規制の推進

昭和53(1978)年6月の水質汚濁防止法の一部改正により、CODを指定項目として水質総量規制制度が導入されました。第5次総量削減計画の目標年度である平成16(2004)年度には、伊勢湾に排出される汚濁負荷量の総量は昭和54(1979)年度の61%に削減されました。(図1-4-1)

また、伊勢湾に排出される全窒素に係る汚濁負荷量は平成11(1999)年度の90%、全燐に係る汚濁負荷量は71%に削減されました。(図1-4-2)

三重県の水質総量規制対象区域（指定地域）は南勢地域の一部、伊賀、東紀州地域を除く21市町で、総量規制対象事業場は693事業場です。(平成18年度末現在)

また対策等の効果を評価するために、広域総合水質調査、発生負荷量管理等調査などを行いました。

図1-4-1 伊勢湾の発生汚濁負荷量 (COD)

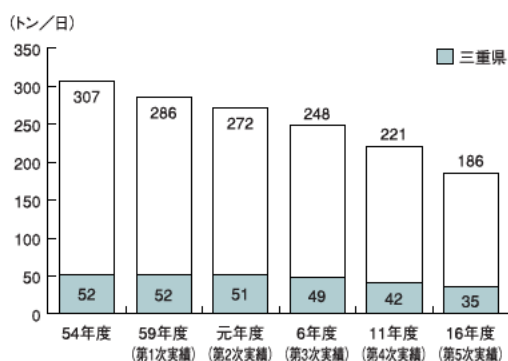
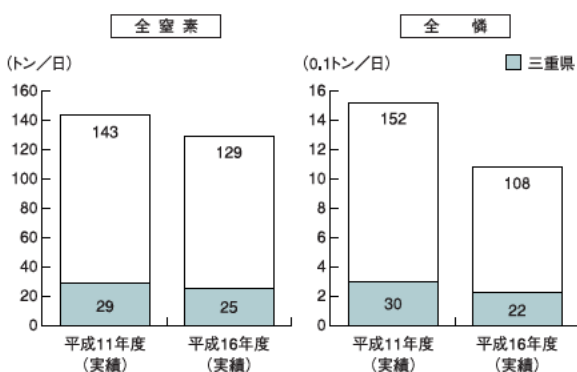


図1-4-2 伊勢湾の発生汚濁負荷量 (全窒素、全燐)



### (2) 伊勢湾の総合的な利用と保全に係る広域連携の推進

伊勢湾及びその周辺地域の総合的な発展と保全を図るため、三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、及び名古屋市）等との連携協力により、先進地の事例調査研究やシンポジウムなどの啓発活動等を実施しました。

## 2 生活排水対策の推進

### 2-1 生活排水処理施設の整備推進

#### (1) 生活排水処理の状況

水質汚濁の主な原因となっている生活排水については、下水道をはじめ浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進を図ることが急務となっています。平成18(2006)年度末の三重県の生活排水処理施設の整備率は71.5%と全国平均(82.4%)に比べ低い状況にあります。

表1-4-2 生活排水処理施設の整備率の状況 (平成18年度末)

区域	公 共 下 水 道	農 業 集 落 排 水 施 設	漁 業 集 落 排 水 施 設	コ ミ ュ ニ テ ィ プ ラ ン ト	浄 化 槽	計
三 重 県	40.1%	4.8%	0.3%	0.2%	25.9%	71.5%
全 国	70.5%	2.8%		0.3%	8.8%	82.4%

注) 生活排水処理施設の整備率：処理可能居住人口/住民基本台帳人口×100(%)。全国の整備率は国の公表データを基に三重県が算出。率の計は四捨五入の関係で合わない。

#### (2) 「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」の策定

三重県の生活排水処理施設整備の状況を踏まえ、「三重県生活排水処理施設整備計画（生活排水処理アクションプログラム）」を平成17(2005)年度に見直し、新たに策定しました。

この計画は、平成27(2015)年度を目標年度とし、県内の生活排水処理施設の整備について、下水道、集落排水施設、浄化槽等の整備手法を地域特性に応じて選定し、整備区域や整備スケジュール等を具体的に明らかにしています。また、整備手法別の目標も示しており、生活排水処理施設の整備率を目標年度までに84%まで向上させることとしています。

#### (3) 下水道事業の推進

ア 下水道は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の防除を目的としてその整備が急

がれています。公共下水道事業については、24市町で計画されており、平成18(2006)年度末までに23市町(12市11町)で供用を開始しています。

流域下水道事業については、県内で計画されているすべての処理区(6処理区)で事業に着手しており現在5処理区で供用を開始しています。

イ 公共用水域の一層水質改善を進めるため、従来のBOD、SS除去主体の二次処理に加えCOD、窒素、リンの除去を図る高度処理が求められています。

平成18(2006)年度末現在、県内では35処理場の内17の処理場で高度処理を実施しています。

の背後の漁業集落における生活環境の改善を総合的に図るため、漁業集落排水の整備の他に、漁業集落道、水産飲雑用水の整備等を行っています。

漁業集落排水は平成2(1990)年度から着手しており、平成18(2006)年度までに5地区完了し、平成19(2007)年度現在2地区で事業実施しています。

#### (6) 浄化槽の設置

浄化槽は、下水道等と同等の処理能力を有し、比較的工事期間が短く、安価に設置できることから、生活排水対策の重要な柱の一つになっています。国、県においても、補助制度を創設して、浄化槽の設置を促進しています。

平成18(2006)年度は、浄化槽の設置促進を図るため、四日市市など24市町を対象に4,160基、529,408千円の県費補助を行いました。

また、市町が事業主体となって浄化槽の面的な整備を図る「浄化槽市町村整備推進事業」について、平成18(2006)年度には、松阪市等合わせて5市町で事業を実施しました。

#### (7) 生活排水総合対策の推進

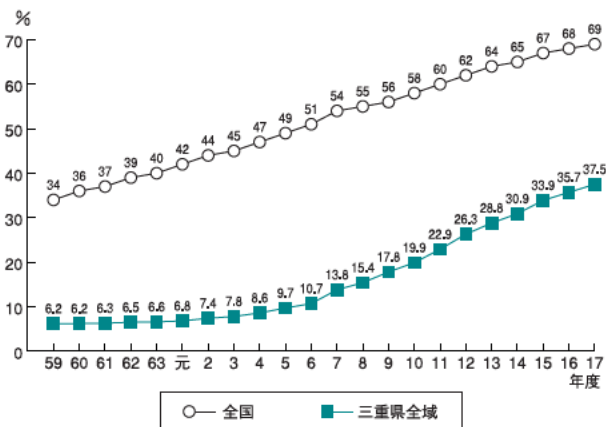
平成2(1990)年6月に水質汚濁防止法が一部改正され、生活排水対策を推進することが特に必要な地域について知事が生活排水対策重点地域として指定した市町(旧町、村含む)は、生活排水対策推進計画を策定すること等の諸規定が設けられました。

この指定を受けた市町(旧町、村含む)では、生活排水対策推進計画を定め、生活排水処理施設の整備、生活排水対策に係る啓発等について計画的、総合的に取り組んでいます。

一方、国民の責務として、公共用水域の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の適正使用に心がけることに加え、市町等が推進する生活排水処理施設の整備等に協力しなければならないことが規定されています。

さらに、三重県生活環境の保全に関する条例に、日常生活等における水質汚濁の防止についての規定を盛り込み、すべての県民が生活排水による水質汚濁の防止に努めることとしました。

図1-4-3 下水道普及率の変化



#### (4) 農業集落排水事業の推進

農業集落排水事業は、農村社会の生活様式の変化等に伴う農業用排水の汚濁の進行や、農産物の生育障害等の改善を図り、生産性の高い農業の実現と快適で活力ある農村社会を形成するため、主として、農業振興地域内の農業集落を対象に生活排水の処理施設を整備しています。

平成17(2005)年度に見直しを行った「生活排水処理施設整備計画」では、17市町、202地区で実施予定となっており、当面、他事業と調整を図りながら、同計画を基本に計画的かつ効果的に、平成27(2015)年度末の処理率83.1%を目標に事業を推進しています。

#### (5) 漁業集落環境整備事業の推進

漁業集落環境整備事業は、新しい海洋秩序の時代に対処し、漁業の振興と水産物の安定供給の確保を図り、その基盤である漁港の機能の増進とそ

表1-4-3 農業集落排水事業の実施状況（平成19年3月31日現在）

事業名	地区数	市町数	処理区数	計画対象人口	(18年度末)事業進捗状況	備考〔〕は地区数
村づくり交付金	(0) 2	(0) 2	(0) 2	(0) 3,315	0%	伊賀市〔1〕 名張市〔1〕
汚水処理施設整備交付金	(0) 3	(0) 2	(0) 3	(0) 687	0%	亀山市〔2〕 玉城町〔1〕
農業集落排水事業	(127) 131	(17) 17	(127) 131	(83,925) 88,720	94.6%	桑名市〔4〕 木曾岬町〔4〕 いなべ市〔14〕 四日市市〔9〕 菟野町〔4〕 鈴鹿市〔16〕 亀山市〔11〕 津市〔25〕 松阪市〔3〕 多気町〔6〕 明和町〔1〕 玉城町〔2〕 伊勢市〔2〕 南伊勢町〔1〕 志摩市〔1〕 伊賀市〔20〕 名張市〔8〕
農村総合整備モデル事業	(4) 4	(4) 4	(5) 5	(2,475) 2,475	100.0%	完了 伊賀市〔2〕 名張市〔1〕 桑名市〔1〕 津市〔1〕
農村基盤総合整備事業	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(477) 477	100.0%	完了 四日市市〔1〕
全体	(132) 141	(17) 17	(133) 142	(86,877) 95,674	90.8%	

( ) 内は完了分以内数

表1-4-4 漁業集落環境整備事業（漁業集落排水）の実施状況（平成19年3月31日現在）

地区数	市町数	処理区数	計画対象人口	進捗率
(5) 7	2	(5) 7	(6,764) 9,747	69%

( ) 内は完了分以内数

表1-4-5 生活排水対策重点地域

生活排水対策重点地域名	市町名	指定年月日
勢田川流域 (旧御菌村に係る流域を除く。)	伊勢市 (旧伊勢のみ)	平成3年3月19日
岩田川流域 (旧津市内の流域で、公共下水道の使用区域及び平成7年度までの整備予定区域を除く。)	津市 (旧津市のみ)	平成4年4月10日
久米川流域 (旧大山田村に係る流域を除く。)	伊賀市 (旧上野のみ)	平成5年5月27日
志摩地域全域	鳥羽市 志摩市 (旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧阿児町、旧磯部町)	平成6年2月28日
四日市市、菟野町地域全域 (四日市市の下水道処理区域を除く。)	四日市市 (旧補町を除く) 菟野町	平成8年2月8日
松阪市・多気町・明和町・地域全域	松阪市 (旧松阪市、旧飯南町、旧飯高町) 多気町 (旧多気町、旧勢和村) 明和町	平成9年2月18日

### (8) 浄化槽の適切な維持管理

三重県における浄化槽設置基数は、平成17(2005)年度末で約25万1千基です。

平成18(2006)年度には、浄化槽排水による公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽設置者及び管理者に対する啓発、浄化槽法に規定する法定検査の推進、浄化槽の適正な維持管理の指導を行いました。

## 3 水循環・浄化機能の確保と水資源の適正利用

### 3-1 水循環・浄化機能の確保

#### 水生生物を指標とした水質調査

広く水環境保全意識の啓発を図ることを目的に、主に小・中学生を対象に約1,500名の参加を得て、水生生物による身近な川の水質調査を行い、その結果を「水生生物を指標としたみえの河川水質マップ」として作成し公表しました。

### 3-2 地盤沈下の防止

#### (1) 地盤沈下の現状

昭和30年代後半からの高度経済成長期の地下水利用の増大に伴い、広い範囲で地盤が沈下するという現象が発生し、昭和36(1961)年から平成18(2006)年までの45年間に、桑名市長島町白鷄(水

準点番号C35-16)では、158cmの累積沈下量が記録されています。

北勢地域の地盤沈下は、工業用地下水採取の大幅な削減や水道用水の地表水への転換などにより、沈静化傾向にあります。しかし、平成6(1994)年のような異常渇水時には、平年を大幅に上回る年間2cm以上の地盤沈下地域が観測されています。このように地盤沈下は降水量等の気象状況の影響を受けやすく、また、海拔0m地域にあっては年々わずかながらその地盤高を低くしており、常に高潮・洪水・内水氾濫及び地震災害等の潜在的危険性の高い地域となっています。

一部と楠町(現四日市市)を工業用水法の指定地域として工業用の地下水採取を規制しました。

また、昭和50(1975)年4月から、三重県公害防止条例(現三重県生活環境の保全に関する条例)の改正により、地域を拡大し、工業用以外の採取にも規制をしました。

### イ 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の状況を把握し、かつ地盤沈下を未然に防止するため、二つの方法により監視を行っています。

#### ・水準測量による方法

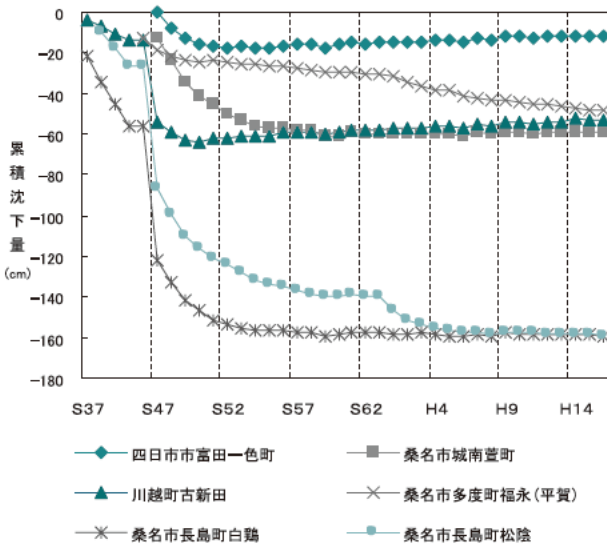
精密水準測量を実施して、地盤の上下変動を測定する方法で、愛知県豊明市にある基準水準点を不動点として、各水準点の標高を測定し、前年との差から変動量を出し、地盤沈下の状況を把握しています。北勢地域の2市3町の地点で水準測量を行い、平成18(2006)年は、1cm以上の沈下水準点が1点観測されたものの、全般的には近年の沈静化傾向に変化はありませんでした。

#### ・地盤沈下観測井戸による方法

地盤沈下の主な原因である地下水位の低下の状況や地層別の収縮量(沈下量)を、図1-4-6のような観測井戸を設けて測定しています。

地盤沈下と密接に関連する規制地域内の地区水位(年間平均)は、単年度では低下も見られますが全般的には上昇傾向にあり揚水量の削減効果が現れてきています。

図1-4-4 北勢地域主要水準点の沈下状況



## (2) 地盤沈下対策の推進

### ア 地下水採取の規制・指導

地下水の過剰揚水が地盤沈下の主要因であることから、昭和32(1957)年以降、四日市市の

図1-4-5 規制地域内の地下水採取量と地盤沈下面積の推移

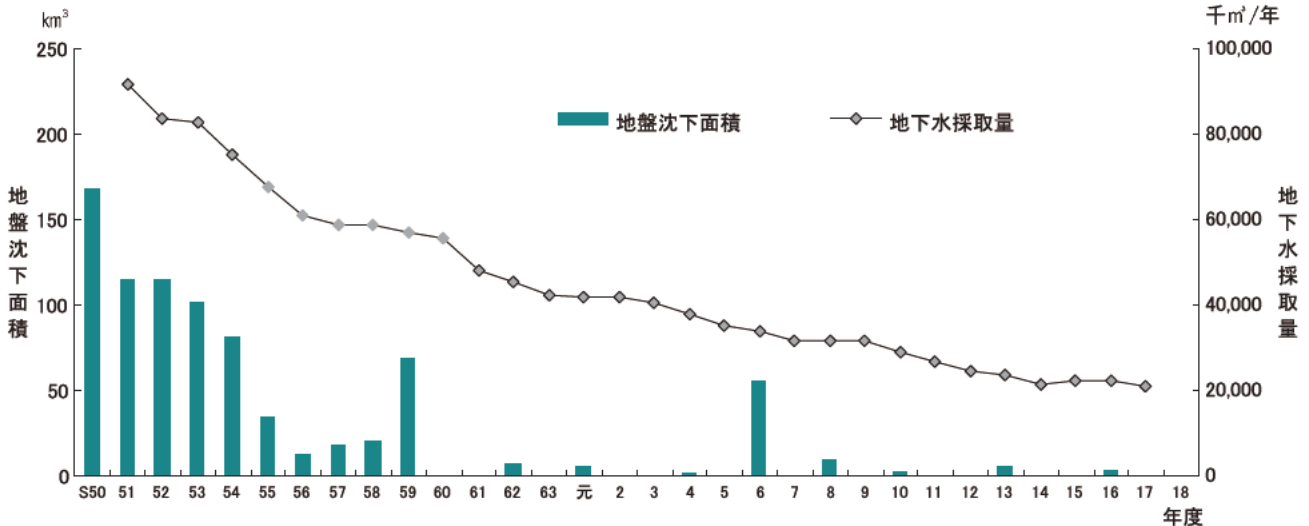
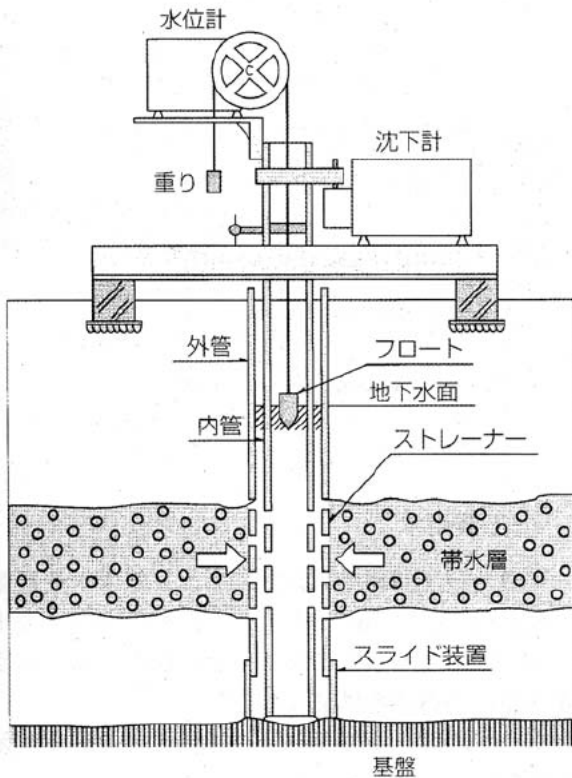


図1-4-6 地盤沈下観測井戸



ウ 濃尾平野地盤沈下防止対策要綱

愛知県、岐阜県、三重県の3県にまたがる濃尾平野の地盤沈下を防止するため「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」により、各種の地盤沈下防止等の対策を推進しています。

表1-4-6 地盤沈下関連事業一覧表(要綱に基づく全事業)

関連事業の分類	事業主体	事業内容
代替水の供給に係る事業	三重県	北伊勢工業用水道事業(第4期事業)
地盤沈下対策事業	三重県	地盤沈下対策土地改良事業(城南、源録輪中、東汰上、東汰上二期) 地盤沈下対策河川事業(現在:低地対策事業)(鍋田川)
その他関連事業	三重県	中小河川改修事業(現在:都市河川改修事業)(員弁川、朝明川) 排水対策特別事業(長島北部) 湛水防除事業(伊曾島北部、城南、七取、長島北部、木曾岬、大鳥居、今島)

(ア) 啓発・普及の推進

平成18(2006)年度は、要綱で設定されて

いる地下水採取目標量の遵守に向け地下水利用から表流水利用への啓発・普及等の対策を進めました。

(イ) 北伊勢工業用水道事業

北伊勢工業用水道事業は、北勢地域の臨海部の石油化学を中心とする工場の発展に伴う水需要の増大や、地下水の汲み上げによる地盤沈下及び塩水浸入に対する地下水代替用水の確保に対処するため、昭和31(1956)年に給水を開始して以来、順次拡張を行ってきましたが、初期の施設にあっては給水開始後約40年経過しているため老朽劣化が進んでいます。

平成18(2006)年度には老朽劣化した施設の改築事業を実施しました。

(ロ) 地盤沈下による災害の防止又は復旧

平成18(2006)年度には、地盤沈下による湛水災害及び被害の防止と、河川管理施設及び土地改良施設の機能の復旧又は機能の復旧に資する関連事業として、河川事業及び土地改良事業等を実施しました。

地盤沈下対策河川事業(現在:低地対策事業)	鍋田川
地盤沈下対策土地改良事業	城南地区 東汰上二期地区
その他関連事業 中小河川改修事業(現在:都市河川改修事業)	員弁川、朝明川
その他関連事業 湛水防除事業	城南地区、長島北部地区 木曾岬地区、大鳥居地区 今島地区

3-3 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

宮川に望ましい河川流量の回復と対策

宮川流域ルネッサンス事業を通じた関係者の河川流量回復に向けた努力により、平成18(2006)年度以降、宮川ダムから毎秒0.5立方メートルの放流が実施されています。

3-4 雨水貯留・浸透機能の維持向上

(1) 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分に行い、森林と森林土壌を健全な状態に保たねばなりません。

平成18(2006)年度には、緊急の課題である間伐を計画的に実施するとともに、造林事業等の森林整備に直結した林道事業、荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しました。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林GIS(地理情報システム)を活用し、市町や関係者と協働し、森林を生産林(持続生産を重視する森林)と環境林(公益的機能を重視する森林)に区分(ゾーニング)しています。

### (2) 河川流量の確保対策の推進

出水時は洪水調節を行い、平常時は河川における動植物の保護や水質を保全・改善するため、必要な河川の流量を安定供給するダムの整備を進めています。

平成18(2006)年度には、鳥羽河内ダム建設のために必要な流量調査・用地測量及び道路設計を進めました。

### (3) ダムの放流水対策

宮川ダムからの冷濁水放流を改善するため、選択取水設備を設置し、平成18年4月から運用を開始しています。

## 3-5 水資源の適正利用

宮川の維持流量として宮川ダムから常時放流する水を利用する宮川維持流量発電設備(最大出力220kW)の建設が平成17(2005)年度に完了しました。

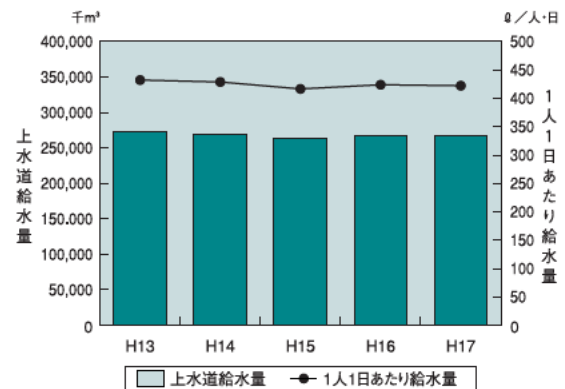
なお、平成18(2006)年度末現在で10箇所の水力発電所があり、合計最大出力は、97,800kWです。

## 3-6 上水道

平成17(2005)年度における上水道給水量は267,720千 $m^3$ 、給水人口は1,724,637人であり、1人1日あたりの給水量は425 $l$ です。上水給水量及び1人1日あたりの給水量推移は図1-4-7のとおりです。

(注) 簡易水道・専用水道を除く。

図1-4-7 上水道給水量及び1人1日あたりの上水道給水量の推移



## 3-7 工業用水

平成17(2005)年度における工業用水使用量の合計は6,232千 $m^3$ /日であり、その内訳は淡水が84.4%、海水が15.6%で、淡水使用量のうち回収水が占める割合は85.0%です。

また、回収水を除く淡水供給量のうち約62.5%を工業用水道が給水しています。

工業用水の淡水使用量及び回収水利用率の推移は図1-4-8のとおりです。

図1-4-8 工業用水淡水使用量及び回収水利用率の推移

